

## 令和7年度 千郷地域自治区地域活動交付金募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、新城市地域活動交付金交付要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、千郷地域自治区地域活動交付金（以下「交付金」という。）事業の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (募集の資格要件)

第2条 この交付金の交付対象事業者（以下「交付事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 16歳以上の者が5人以上参加する団体であること。ただし、申請者は18歳以上の者
  - (2) 新城市地域活動交付金交付要綱第2条第1項第2号に規定する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、新城市地域活動交付金交付要綱第2条第2項に規定する団体は募集対象としない。

### (交付の上限額)

第3条 この交付金の上限額は、申請事業毎に100万円とする。

### (交付金の交付率)

第4条 この交付金の交付率は次に掲げるとおりとする。ただし、当該年度千郷地域自治区予算事業（以下「自治区予算事業」という。）において予算処置されている同一事業は交付率を自治区予算事業の交付率とする。

- (1) 交付対象経費の総額が50万円以下の場合は100%以内とする。
- (2) 交付対象経費の総額が50万円を超えた場合は超えた金額に対して90%以内とする。

### (募集期間)

第5条 交付金の募集期間は、令和6年11月15日から令和7年1月17日までとする。

### (その他)

第6条 交付金の追加募集は、千郷地域自治区の交付金予算の範囲で実施できるものとする。

- 2 追加募集の期間その他必要な事項は、千郷地域協議会で決定する。

### 附 則

この要項は令和6年9月11日から施行する。